

藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付要綱

令和元年9月30日制定

令和3年10月14日改正

令和3年12月28日改正

(趣旨)

第1条 令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」（以下「無償化」という。）では、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事への届出が義務付けられた施設をいう。）を利用する児童は、保育の必要性が認められる場合に限り無償化の対象とされ、保育の必要性が認められない場合には対象外となることから、本市が幼稚園に準じる施設として藤沢市幼児教育施設認定基準（市長が別に定める「藤沢市幼児教育施設に対する補助金交付認定基準及び事務取扱内規」をいう。以下同じ。）に基づき独自に認定する幼児教育施設においては、無償化の対象とならない児童が多数生じる見込みとなっている。この幼児教育施設について、これまで本市では保護者の経済的負担の軽減を目的に補助事業を実施してきたことから、無償化の実施後においても一定の支援を継続することとし、幼児教育施設が無償化の対象施設と同等の基準を満たすことにより、当該幼児教育施設に通う保育の必要性が認められない児童についても、無償化の対象児童と同等の支援を行うこととする。ついては、幼児教育施設を利用する児童の保護者が当該施設の設置者又は代表者（園長を含む。以下「設置者等」という。）に支払う保育料を対象に補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるため、この要綱を制定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼児教育施設

認可外保育施設のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）等に基づき設置運営される幼稚園に準じる施設として、藤沢市幼児教育施設認定基準を満たすものとして市長が認める

施設をいう。

(2) 各種学校

各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）に基づき各種学校の認可を受けた学校（以下「各種学校」という。）をいう。

(3) 保育料

児童の保育に係る基本的な経費として、当該児童の保護者が幼児教育施設又は各種学校の設置者等に対し、その契約に基づき支払う費用をいう。ただし、給食食材料費、日用品費、行事参加費、送迎費等の実費徴収を行う費用等は除く。

(4) 対象児童

第1号に規定する幼児教育施設を利用する小学校就学前の児童のうち、藤沢市の住民基本台帳に登録されている年齢が満3歳以上の者であって、保育の必要性が認められないために無償化の対象とならない児童又は第2号に規定する各種学校を利用する小学校就学前の児童のうち、藤沢市の住民基本台帳に登録されている年齢が満3歳以上の児童で、この補助事業の対象となる児童をいう。

(5) 保護者

対象児童と生計を同一とする監護者で、当該児童に係る保育料を設置者等に対して支払う義務を負う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、対象児童の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納し、又は必要な申告義務を怠っている者は、補助を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、保護者が幼児教育施設又は各種学校の設置者等へ支払う保育料（幼児教育施設においては、当該保育料の額が第5条第1項に規定する一月あたりの補助上限額に満たない場合には、当該年度分の入園料を含む。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、当該年度中に保護者が幼児教育施設又は各種学校の設置者等へ支払った月額保育料の合計額とする。ただし、月額保育料に対する一月あたりの補助上限額は、別表に定める補助区分の欄に掲げる対象児童の利用する

施設に応じ、一月あたりの補助上限額の欄に定める金額とする。

- 2 対象児童（各種学校を利用する者を除く。以下この項において同じ。）が入園した年度において、前項の規定により算出した補助金交付額を対象児童が月の初日に在園した月数（満3歳となった年度においては、誕生日以降、月の初日に在園した月数。）で除した額が別表に定める一月あたりの補助上限額に満たない場合には、その差額の範囲内において、保護者が幼児教育施設の設置者等へ支払った入園料を当該年度に在園した月数で除した額を、一月あたりの補助金交付額に含めることができる。
- 3 別表に定める補助区分の欄に掲げる幼児教育施設に係る指導監督基準への適合の有無についての判断は、市長が別に定める基準により行うものとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に調書兼事業計画書（第2号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに、利用する幼児教育施設又は各種学校へ提出のうえ、市長へ申請しなければならない。なお、この場合において規則第3条第2項第2号に規定する収支予算書の提出は省略するものとする。

- 2 前項の規定により申請書及びその他添付書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けた幼児教育施設又は各種学校の設置者等は、別に定める期日までに、当該申請書等を市長へ送付するものとする。
- 3 市長は、申請者がやむを得ない理由により、事業着手前に申請を行うことが困難であると認めるときは、藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請事前着手届（第3号様式。以下「事前着手届」という。）の提出を受けたうえで、事業の着手後に申請させることができる。
- 4 前項の規定による事前着手届の提出は、原則として申請者が利用する幼児教育施設又は各種学校へ行うこととし、事前着手届の提出を受けた幼児教育施設又は各種学校の設置者等は、速やかに市長へ送付するものとする。

（対象施設調書の送付）

第7条 幼児教育施設の設置者等は、毎年度の4月及び10月に、当該幼児教育施設施設の指導監督基準（神奈川県が定める私設保育施設指導監督基準。以下同じ。）への適合状況について、藤沢市幼児教育施設保育料補助金対象施設調書

(第4号様式。以下「対象施設調書」という。)により、市長へ届出なければならない。

2 幼児教育施設の設置者等は、前項の規定による届出にあたり、当該幼児教育施設について次の書類を添付するものとする。

(1) 毎年度4月の届出にあたっては4月1日時点において対象児童が在園していることを示す名簿(以下「在園児名簿」という。)、10月の届出にあたっては5月から10月までの各月初日の在園児名簿

(2) 保育料及び入園料の金額設定を示す書類

(3) 指導監督基準への適合状況を証する書類

3 幼児教育施設の設置者等は、第1項の規定による10月の届出にあたり、当該幼児教育施設の指導監督基準への適合状況に変更がない場合は、前項第3号に規定する書類の添付を省略することができる。

4 各種学校の設置者等は、毎年度の4月及び10月に、当該各種学校の藤沢市幼児教育施設認定基準への適合状況について、対象施設調書により、市長へ届出なければならない。

5 各種学校の設置者等は、前項の規定による届出にあたり、当該各種学校について次の書類を添付するものとする。

(1) 毎年度4月の届出にあたっては4月1日時点において対象児童が在園していることを示す名簿(以下「在園児名簿」という。)、10月の届出にあたっては5月から10月までの各月初日の在園児名簿

(2) 保育料の金額設定を示す書類

(3) 藤沢市幼児教育施設認定基準への適合状況を証する書類

6 各種学校の設置者等は、第4項の規定による届出にあたり、当該各種学校が他市町村において「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」(令和3年府子本第695号文科教第232号発0603第1号通知「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の別紙)の実施対象施設となっている場合には、当該対象施設であることを証する書類をもって、前項第3号に規定する書類に代えることができる。

(交付決定通知)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、交付の適否を審査し、適当と認めるものについては第5条の規定により補助金額を

決定し、また不相当と認めるものについては補助金の不交付を決定したうえで、藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付決定を行う場合において、決定通知書に記載する補助金額は交付予定額とし、当該事業完了後に補助金額を確定するものとする。

（届出義務）

第9条 この補助事業において、規則第5条に基づく事業着手届の提出は、これを省略することとし、また事業完了届の提出については、藤沢市幼児教育施設保育料補助金事業完了届（第6号様式。以下「事業完了届」という。）により行うものとする。

- 2 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の完了後、事業完了届に附表（第7号様式）及び保育料等の支払いを証する書類を添えて、別に定める期日までに利用する幼児教育施設又は各種学校へ提出することにより、市長へ届出なければならない。なお、この場合において規則第8条第2項の規定に基づき、事業実績報告書の提出は省略するものとする。

- 3 前項の規定により事業完了届及びその他添付書類（以下「事業完了届等」という。）の提出を受けた幼児教育施設又は各種学校の設置者等は、別に定める期日までに、当該事業完了届等のほか、在園児名簿を市長へ提出するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による事業完了届に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付額確定通知書（第8号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（事業計画の変更）

第10条 交付決定者は、当該事業計画を変更しようとするときは、藤沢市幼児教育施設保育料補助金事業計画変更承認申請書（第9号様式。以下「事業計画変更承認申請書」という。）に調書兼事業計画書（変更後）（第10号様式）を添えて、利用する幼児教育施設又は各種学校へ提出のうえ、市長に申請しなければならない。ただし、当該変更に係る申請が、前条第1項に規定する事業完了届の提出と同時にされる場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定により事業計画変更承認申請書及び調書兼事業計画書（変更後）（以下「事業計画変更承認申請書等」という。）の提出を受けた幼児教育施設又

は各種学校の設置者等は、速やかに当該事業計画変更承認申請書等を市長へ送付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による事業計画変更承認の申請があったときは、当該変更承認の適否を審査し、適当と認めるものについて、藤沢市幼児教育施設保育料補助金事業計画変更承認通知書（第11号様式）により、当該変更承認申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 市長は、第9条第4項に基づく補助金交付額の確定後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付する。

（書類の整備保管）

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、且つ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備するとともに、この補助事業の完了後、5年間保管しておかなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）補助金を目的以外に使用したとき。
- （2）規則第4条第2項に規定する指示、又は条件に違反したとき。
- （3）事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- （4）事業費の支出額が予算額に比較して著しく減少したとき。
- （5）第9条に規定する届出を行わなかったとき。
- （6）事業の施行について不正な行為が認められるとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、令和6年9月30日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、

その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年10月14日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月28日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助区分（対象児童が利用する施設）	一月あたりの補助上限額
指導監督基準に適合する幼児教育施設	25,700円
指導監督基準に適合しない幼児教育施設	9,000円
各種学校	20,000円